

報道関係各位

令和2年2月27日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

第1155回～第1157回スポーツ振興くじ ご購入代金の返還について

日頃から、スポーツくじ(toto・BIG)の報道に関し格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、第1155回～第1157回スポーツ振興くじについて、指定試合(ルヴァンカップ グループステージ第2節、第3節、J1リーグ第2節、J2リーグ第2節)のすべての試合が開催延期となりました。

つきましては、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項及び第3項に基づき、第1155回の全くじ種(「mini toto A組」、「totoGOAL3」)、第1156回の全くじ種(「toto」、「mini toto A組」、「mini toto B組」、「totoGOAL3」、「BIG」、「MEGA BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」、「mini BIG」)及び第1157回の全くじ種(「mini toto A組」、「totoGOAL3」)は不成立となりますので、対象となるスポーツくじチケットをお持ちのお客様につきましては、ご購入代金を返還させていただきます。返還金の受取方法等は以下のとおりです。

報道関係の皆様におかれましては、この件について告知にご協力くださるようお願いいたします。

記

1 対象となる開催回(くじ種)

第1155回 「mini toto A組」、「totoGOAL3」

第1156回 「toto」、「mini toto A組」、「mini toto B組」、「totoGOAL3」、
「BIG」、「MEGA BIG」、「100円BIG」、「BIG1000」、「mini BIG」

第1157回 「mini toto A組」、「totoGOAL3」

2 返還金の請求期間

第1155回 令和2年2月28日(金)～令和3年3月1日(月)の1年間

第1156回 令和2年3月 3日(火)～令和3年3月2日(火)の1年間

第1157回 令和2年3月 6日(金)～令和3年3月5日(金)の1年間

3 返還金受取方法

スポーツくじチケット種別等	受取方法
スポーツくじチケット(本券)	<p>【現金での受取】 全国のスポーツくじ売り場^{※1}、スポーツくじ払戻店(払戻しのみの店舗)^{※1}、スポーツくじ取扱信用金庫、セブン-イレブン^{※2}で対象スポーツくじチケットと引き換えに券面記載の合計金額をお受け取り。</p> <p>【振込での受取】 所定の「返還金請求書」及び対象スポーツくじチケットを郵送いただくことにより、お客様指定口座にお振り込み。</p>

^{※1} くじ売り場およびスポーツくじ払戻店は、払戻限度額が1万円以下の店舗もあります。それぞれの店舗については、スポーツくじオフィシャルサイト・店頭に掲示している払戻上限額をご確認ください。

^{※2} セブン-イレブンは、払戻限度額が1万5千円以下となります。なお、セブン-イレブンでの返還金の受け取りは、3月4日(水)11時30分以降受付を開始いたします。

なお、くじ売り場のうち販売のみの店舗、一部のスポーツくじ取扱信用金庫、ローソン、ファミリーマート及びミニストップでは、返還金を受け取ることができませんのでご注意ください。

※ 払戻を行っていない店舗には、順次「返還金請求書」を準備する予定です。

※ 「返還金請求書」は、スポーツくじオフィシャルサイトからもダウンロードできるようにする予定です。

4 次の方法で購入されたお客様については、口座振込等を行いますので、返還金請求手続きは不要です。

決済種別等	受取方法
ローソンPonta toto会員(スポーツくじチケット(控券)) 楽天銀行決済 ジャパンネット銀行決済 楽天totoサイトでのクレジットカード決済 三井住友銀行決済 auかんたん決済 住信SBIネット銀行決済 auじぶん銀行決済 JCBデビット	お客様指定口座にお振り込みいたします。 第1155回: 3月 4日(水)以降順次 第1156回: 3月 6日(金)以降順次 第1157回: 3月11日(水)以降順次
クレジットカード決済 (楽天totoサイトでの購入を除く)	ご購入金額の引き落としを行わないことにより返還するものとさせていただきます。

5 その他ご不明な点については、以下でご確認、お問い合わせください。

① スポーツくじオフィシャルサイト(<https://www.toto-dream.com>)

② スポーツくじお客様センター フリーダイヤル 0120-9292-86

※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。(受付時間:午前8時~午後11時30分/無休)

以上

【参考】スポーツ振興投票の実施等に関する法律

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合又は特定指定試合の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、その指定試合又は特定指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

2 スポーツ振興投票券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により合計することができなかつたときは、その合計することができなかつた発売金額に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかつたものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかつたものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。